

経済と経営 22-4 (1992. 3)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木 秀 勇

II——D (6)–21))

6) さて, つぎに, Lev·E, Lev·L の「第十四章」・各・第八パラグラフ全体を占めるのは, EoL, DC·L に全く見られなかった立論であり, かつ, いわゆる・〈ホブズにおける (個人) 抵抗権〉論¹⁵⁾ の論拠とされているものである。

a) その立論は, まず, 下記の〈論理〉を〈根拠〉としている。

Lev·E 「総じて人が, 自分の権利を, 移譲するか, ないしは放棄する場合には, いつも必ず (Whensoever), その移譲ないし放棄は, あるいは, その人自身に, 見返りとして (reciprocally) 移譲される・なにかの権利 (some right) を念頭においている (in consideration of …) ものであるか, あるいは, その人がこの移譲・放棄によって心待ちにしている (hopeth for) ・権利とは別の (other) なにかの・よいもの (some … good) を目的としている (for) ものであるか, である」¹⁶⁾。

15) この脚注は, 長文にわたるため, 本・II——Dの末尾に付した。

16) Lev·E, p. 192.

Lev・L 「総じて人が、自分の権利を、放擲する(dērelīquit [デーレリクウイト])か、ないしは移譲する場合には、いつも必ず(Quotiēscunque [クウオティエースクウンクウエ]), その人は、権利の移譲を受ける者から、見返りとして(recíprocē [レキプロケー]), あるいは、なにらかの権利(jūs āliquod [ユース・アリクウオド])を、あるいは、権利とは別の(āliud [アリウド])・なにらかの(āliquod [アリクウオド])・よいもの(bōnum [ボヌウム])を、わが身に(síbi [スイビイ])受領する(accípiat [アッキピイアト])ことを目的として(éā cáusā ..., ut ... [エアー・カウサー..., ウト...]), 自分の権利の放擲・移譲を行うのである、と理解される」¹⁷⁾。

b) そして、上記・a) の〈論理〉の・さらに〈根拠〉は、言うまでもなく、同じ第八パラグラフで、——「意志に発する行為」は、必ず、「意志」の〈対象〉たる「自分ニトツテノ・ヨイモノ」を「目的」とする——とされるものである。

Lev・E 「なぜなら、自分の権利の放棄・移譲は、一つの・意志に発する行動(a voluntary act)であり、そして、各人の・意志に発する行動の目的(the object)は、ソノ人自身ニトツテノ・なにらかの・ヨイモノ(some Good to *himselfe*)であるからである」¹⁸⁾。

Lev・L 「なぜなら。他人に先立って自分の権利を移譲した人間は、意志に基づいて(voluntáriē [ウォルウンターリエー]), 移譲を行ったのである。しかるに、意志の対象(objectum [オブイェクトウム])は、いつも必ず、意志する者にとっての(vólentī [ウォレエンティー])・なにらかの(āliquod [アリクウオド])・よいもの(bōnum [ボヌウム])であるからである」¹⁹⁾。

c) ア) i) しかしながら、まず、前掲・a) の論述には、「権利」の「移

17) Lev・L, pp. 104–105.

18) Lev・E, loc. cit.

19) Lev・L, p. 105.

譲」とともに、「放棄」・「放擲」が、語られている。

ii) このことは、上記の論述に現われる「権利」が、あの・「各人・万人」が「自然のままの身の上」にあって有している「万事にたいする権利」では、ないことを、物語っている。

iii) なぜなら、本稿で既にくりかえして述べたとおり、「万事にたいする権利」は、「放棄」・「放擲」されてはならないのであって、「各人」から、〈高次元〉にある〈第三者〉に、「移譲」されるのみでなければならないからである。

iv) したがって、Lev・E, Lev・L の・この箇所では、——「各人が各人に敵対する戦争」・「万人が万人に敵対する戦争」の「原因」たる・「各人・万人」の「各事・万事にたいする権利」が、「移譲」されるのである、という・連繫四著作の〈基幹理論〉が、《忘失》されているのである。

d) つぎに、上掲・a), b) を合した所論について言えば、

ア) 〈基幹理論〉からすれば、「各人・万人」の「万事にたいする権利」の「移譲」が行われる「目的」、すなわち「移譲」の「意志の対象」は、——この「移譲」をもってする・「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」による・「各人」の「生命の保存」および「平和」の「確保」という・〈特定〉の「ヨイモノ」、ならびに、それゆえ、この「ヨイモノ」にたいする・〈特定〉の「権利」の「受領」、——以外のなにものでもないのであって、

イ) 「なにらかの権利」、「権利とは別の・なにらかの・よいもの」の「受領」(以上, a)), 「なにらかの・ヨイモノ」、「なにらかの・よいもの」(以上, b)) という・〈不特定〉なものであってはならないのである。

ウ) 上記の点でも、Lev・E, Lev・L の・この箇所の立論は、〈基幹理論〉の《失念》を、露呈しているのである。

e) さらに、この《忘失》・《失念》を示しているのは、前掲・b) における・Lev・L の・「他人に先立って」(prior [プリオル]。直訳すれば、「他人に先立つ者が」という文言である。

ア) この文言は、「約定」(「契約」・「協約」を含む)と「贈与」とから成る・

「権利」の「移譲」が、〈同次元〉にある「各人」間で行われる種類のものであることを、告げている。

イ) なぜなら、「各人が各人に敵対する戦争」の「原因」である・〈特定〉の「万事にたいする権利」を、〈高次元〉にある〈第三者〉に「移譲」する場合には、「各人」がその「移譲」を、〈同時に〉行わざるをえないのであるが、これにひきかえて、〈同次元〉にある「各人」間で、〈不特定〉の「権利」の「移譲」が行われる場合には、「各人」の〈誰か一人〉が、他人に「先立って」当該「権利」を「移譲」することがありうることこそ、「第三の・自然が定めている法」が挙示されることの〈根拠〉であるからである。

f) 前掲・a), b) の所論に見られる・こうした・〈基幹理論〉の《忘失》、——すなわち、既に指摘したとおり²⁰⁾、

ア) 本来、EoL, DC・L から Lev・E, Lev・L までを一貫して、「万事にたいする権利」の・とりわけ「移譲」が、「各人」から、〈異次元〉むしろ〈高次元〉にある〈第三者〉に向かって行われるものとして、取り扱われるべきであったにも拘らず、

イ) 〈同次元〉の「各人」間において行われるもの、としていること——が、

ウ) Lev・E, Lev・L が犯した〈最大の過誤〉である。

エ) そして、その〈過誤〉・〈基幹理論〉の《忘失》から派生するのが、〈基幹理論〉との《矛盾》に立ち至る・以下の立論である。

7) その立論とは、すなわち、前掲・6), a), b) につづく・つぎのものである。

Lev・E 「そして、それゆえ、なんびとであれ、なにらかの語、ないしは、ほかの表示媒体によって、棄却してしまった (have abandoned), ないしは、移譲してしまった、とは理解されることのできない・ある権利 (some Rights)

20) 「経済と経営」。第 22 卷・1 号。本稿・第 X 章。I—B, 1. 同号。92 ページ。

が、あるのである」²¹⁾。

Lev・L 「ところが、語によっても、また、ほかの表示媒体によっても、移譲されることのできない、ないしは、放擲されることのできない・ある権益 (rēs aliquæ [レース・アリクウアエ]) があるのである。なぜなら、その人が、どのような・よいもののために、その権益の移譲・放擲を行ったのが、理解されえないからである」²²⁾。

a) ア) i) すなわち、〈基幹理論〉にしたがえば、「カマン-ウェルス」の「設立」による・「各人」の「生命の保存」ならびに「平和」の「確保」という「最大の・よいもの」を「目的」にして、「万事にたいする権利」が、〈第三者〉に「移譲」〈されなければならない〉はずであるにも拘らず、

ii) ここで、その・「移譲」されるべき「万事にたいする権利」から〈除外〉されなくてはならない「ある権利」・「ある権益」が存在する、という〈留保〉が、語られているのである。

イ) この〈留保〉は、次第に見ていくとおり、数多くの点にあって、〈基幹理論〉にたいする《矛盾》・《背理》であり、その《否定》である。

ウ) また、Lev・Lの「なぜなら、…」以下の論述にしても、これは、——「ある権益」の〈除外〉・〈留保〉なき・「万事にたいする権利」の「移譲」こそ、「国家」の「設立」による・「各人」の「生命の保存」と「平和」との「確保」という「最大の・よいもの」を〈「目的」・「対象」として行われる〉、と「理解」〈されうる〉、いな、「理解」〈されざるをえない〉ことの——《不覚》に発するものに外ならないのである。

b) しかし、今は、——〈基幹理論〉が《忘却》されているのであるから——、「ある権利」・「ある権益」の・「放棄」および「移譲」からの〈除外〉という・〈留保〉の立論を、〈同次元〉の「各人」間の・「権利」の「放棄」・「移譲」に

21) Lev・E, loc. cit.

22) Lev・L, loc. cit.

かかわるもの、と見做しておかなくてはならない。

8) そこで、「棄却」・「放擲」・「移譲」から〈除外〉されるべきものとして挙示されているものを見れば、それは、下記の「権利」・「権益」である。

Lev・E 「例えば、第一に、総じて人は、自分の生命を奪うために、実力をもって襲いかかってくる者たちに、抵抗する権利を、[相手方に]手渡す(lay down)ことは、できない。その理由は、人は、その手渡しによって、わが身にとっての・なにらかの・よいものを目指している、とは理解されえない、というところにある。[第二に] 同じことは、身体に加えられる傷害、拘禁、投獄についても、言われることができる。その理由は、そうした事柄を許容する²³⁾ことから帰結する利益が当人に存在しないからでもあり、これは、他人が身体に傷害を加えられ、ないしは、投獄されるのを、看過する許容から帰結する利益が当人に存在しないのにひとしく、また、人は、他人が実力をもって自分に打ちかかってくるのを目にする時、その他人が、当方の死を意図しているか、それとも、そうではないかを、知ることができないからでもある。最後に、[第三に] 前述した・権利の放棄と移譲とが行われるに至る動因と目的とは、総じて人の身柄の安全を、当人の生命の点で、確保することと、生命に厭気がささない仕方で生命を保存するための手段の点で、確保することと以外のなにものでもないのである」²⁴⁾。

Lev・L 「このことは、[第一に] 身体に加えられる傷害と、投獄について、言われるべき事柄である。第二に、実力にたいする抵抗によって、相手方からわが身を防衛する権利は、必ず、[放擲もされず、相手方に移譲されもせずに] 本人のもとに留保されなければならない (retinêtur [レティ

23) 「そうした事柄を許容する」という文言は、——「身体」を「傷害」、「拘禁」、「投獄」から「防衛」する「権利」(すなわち、「自由」)、ないしは、「身体」にたいする「傷害」、「拘禁」、「投獄」に「抵抗する権利」を、「手渡す」、「放棄」・「移譲」すること——を、指す。

24) Lev・E, loc. cit.

ネーエトゥル])。なぜなら、わが身を防衛する者にとっては、実力がどこまで進行していくかは、知りえられないからである。第三に、権利の手渡し、ないしは、移譲が行われるに至る目的は、生命の保存と、生命維持の手段の保存とである」²⁵⁾。

a) しかしながら、ア) まず、「自分の生命を奪うために、実力をもって襲いかかってくる者たちに抵抗する権利」、「実力」によって自らの「身体に加えられる傷害、拘禁、投獄」に「抵抗する権利」、それらから「わが身を防衛する権利」とは、当然、〈実力をもって〉「抵抗」し「防衛」する「権利」である。

イ) i) ところで、かかる・〈実力の行使にたいして〉、〈実力の行使をもって〉「抵抗」・「防衛」する「権利」について、

ii) 「各人」は、この「権利」を、「放棄」ないし「移譲」することが「できない」、と規定することは、

iii) 「各人」は、この「権利」を〈保持しつづける〉ものであり、すなわち、「各人」は、「各人が各人に敵対する戦争」の状態、「自然のままの身の上」に〈ありつづける〉ものであると、——規定することに外ならない。

ウ) i) しかも、「防衛」される「わが身」とは、自らの「生命の保存」と同義であるから、「わが身を防衛する権利」は、自らの「生命の保存」を〈目的〉とする〈あらゆる手段〉を〈行使〉する「権利」たらざるをえない。

ii) してみれば、前掲・ア) の・「抵抗」し「防衛」する「権利」とは、ほかでもなく、「各人」が有する「万事にたいする権利」・「自然に基づく権利」・〈自然権〉である。

b) ア) それゆえ、Lev・E, Lev・Lが、「各人」間にあつて「放棄」・ないし「契約」によって「移譲」されることの「できない」・〈第一〉と〈第二〉との「権利」を挙示することは、

25) Lev・L, loc. cit.

イ) ただ、——「各人」が、〈自然権〉を〈保持しつづけている〉こと、「各人が各人にたいする戦争」の状態に〈ありつづける〉ことを、——言うものにすぎない。

c) 論議が既に、「第二の・自然が定めている法」にしたがう・〈自然権〉の「放棄」と「移譲」の「契約」とに進んでいる時、「契約」による「移譲」から〈除外〉さるべき「権利」あり、として、「万事にたいする権利」を〈制限〉するのは、《論理上のアナクロニズム》である。

9) a) ア) いな、さらに。これまでは、上記の「権利」が「放棄」、「移譲」されることが「できない」のは、〈同次元〉にある「各人」間において、である、と——見做さざるをえなくて——見做してきた。

イ) しかるに、〈ホブズにおける「抵抗権」容認〉の論をなす諸家が「抵抗権」と解するものは、Lev・E, Lev・L の『第二部』・「第二十一章。服従者／市民の自由について」の中で論述されている事柄であるが、Lev・E, Lev・L は、これらの論述が、『第一部』・「第十四章」に示したところに基づく、と明示しているのである。

ウ) ところで、それらの諸論述に照らすならば、「第十四章」に挙げられる・前記の・「抵抗」・「防衛」の「権利」が「契約」によって「移譲」されることが「できない」のは、「各人」間にあつて、ではなく、「カマン-ウェルス」・「国家」と同時に「設立」される「至高権力保持者」にたいして、なのである。

エ) 換言して、あの・「抵抗」・「防衛」の「権利」は、

i) 〈同次元〉にある「各人」間で、〈相互に交される〉「契約」により、一方の「契約当事者」から他方の「契約当事者」に「移譲」されることが「できない」、すなわち、前者の「当事者」のもとに「留保される」、というのではなく、

ii) 〈同次元〉にある「各人」が〈相互に交す〉「契約」によって、〈高次元〉に位する「至高権力保持者」たるべき〈第三者〉に「移譲」されることが「できない」「権利」である、というのである。

iii) 敷衍して、「至高権力保持者」の「権力」・「実力」が、「服従者」・「市民」の「各人」の「生命を奪うために、実力をもって襲いかかってくる」ものであり、「身体に傷害」を加え、「拘禁」、「投獄」を行うものである場合には、

iv) 「至高権力保持者」の・その「権力」・「実力」の〈行使〉に〈実力をもって〉「抵抗する権利」、その「権力」・「実力」の〈行使〉から〈実力をもって〉「わが身を防衛する権利」が、「服従者」・「市民」の「各人」のもとに「留保」されている、という論旨なのである。

b) ア) 後に見るとおり、「第二十一章」の論述は、その・ことごとくが、《論理上、成立しえない》ものであって、

イ) それゆえ、Lev・E, Lev・L 自身が、いかに、いわゆる〈抵抗権〉なるものを〈容認〉しているにしても、それは、〈容認〉とは《なりえない》ものであるが、

ウ) その吟味を行うに先立ち、まず、前述・8), b), c) に加えて、「第二十一章」の諸論述の〈基礎〉とされている・「第十四章」の・前見の所論が、既に、「カマン-ウェルス」・「国家」の「至高権力保持者」との関係にあって、《成立しえない》ものであることを、立証しておかなければならない。

10) a) 既に知られているとおり²⁶⁾、「カマン-ウェルス」・「国家」の「至高権力保持者」は、「カマン-ウェルス」・「国家」とともにそれが「設立」される「契約」の〈内容〉によって、「各人」が有していた「自然に基づく権利」の〈行使〉の・「各人」を「本人」とする「全面的代行者」以外のものではな

26) 拙稿・「タマス・ホブズ『リヴァイアサン』における・‘Authorise’ないし‘authōritatem coucêdere / trãnsfere’の概念——「国家」を「産出」する「契約」の《内容》の〈意味理解〉のために——」一橋大学一橋学会編集・『一橋論叢』第一〇〇巻記念号（第一〇〇巻・第四号）昭和六十三年十月。80-92 ページ。

本稿・第I部。第IX章（IX. [G., H.]）「経済と経営」。第19巻・4号。1989年3月。177-292 ページ。

く、

b) そして、かかる「全面的代行者」であることは、本稿・次・II——E, 8)における分析から知られるように²⁷⁾、その「至高権力保持者」の「あらゆる行為」が、「服従者・市民」となった「各人」の「生命の保存」と「平和」の「確保」とを、〈目的〉とする、という〈限定〉を〈超えることは、ありえず〉、この〈目的〉を成就する「行為」〈以外のものではありえない〉、ということである。

c) なればこそ、これも知られているとおり²⁸⁾、Lev・Eは、『第二部』・「第三十章。代行者たる至高権力保持者の責務について」、Lev・Lは『第二部』・「第三十章。至高統治者の責務について」、の各・第一パラグラフ冒頭で、つぎのように規定するのである。

Lev・E 「至高権力保持者の責務は…、その者が至高権力を信託された目的に、ある。すなわち、人民ノ安全の確保に、ある。…しかし、ここで安全という語によって意味されているのは、単なる・生命の保存にとどまらず、また、そのほかに、各人が、…合法的な労働によって、わが身に確保する・生活の充足のすべても、意味されている」²⁹⁾。

Lev・L 「至高統治者の責務を…明白に告知しているのは、その者の設立の目的、言うまでもなく、人民ノ福祉である。…しかし、人民ノ福祉という語の中に私が含ませるのは、市民たちの生命だけではなく、市民たちが正当に獲得して所有することになる・生活の便宜物もまた、しかりである」³⁰⁾。

d) さて、であるとすれば、「至高権力保持者」が、

ア) 総じて、「服従者」・「市民」の「生命を奪うために、実力をもって襲い

27) 次号・所収。

28) 本稿・第I部・第I章, c. 「経済と経営」。第十七巻・1号。1986年6月。24ページ、以下。

29) Lev・E, p. 376.

30) Lev・L, p. 240.

かかってくる」とは、

i) 例えば、「服従者」・「市民」が、同一「国家」の同僚「服従者」・「市民」の「生命」、「平和」にたいする・「侵害」の企て、遂行によって、「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」する「目的」である・各「服従者」・「市民」の「生命の保存」と〈国内〉「平和」の「確保」とを破壊する場合に、「至高権力保持者」が当該「服従者」・「市民」にたいして行う「有罪判決」に基づく・〈処罰〉としての「死刑」の「執行」でなくてはならないし、

ii) あるいは、全「服従者」・「市民」を「外敵の侵略」から「防衛」する〈対外〉「平和」の〈確保〉のために「至高権力保持者」が「命令」する「従軍」にたいする・いずれかの「服従者」・「市民」の「拒否」の「処罰」としての「死刑」の「執行」であるべきである。

イ) 「服従者」・「市民」の「わが身に加えられる侵害、拘禁、投獄」もまた、他の「服従者」・「市民」にたいする・より軽度な「侵害」の〈処罰〉・「刑」の「執行」である以外にない。

e) ア) そして、これらの「命令」・「処罰」・「刑」の「執行」は、「至高権力保持者」が有する・「国家法」を「制定」する「権利」・「権力」と、「裁判」の「権利」・「権力」とに、基づくものでなくてはならぬ。

イ) はたして、後出・h) に見るとおり、Lev・E, Lev・Lは、「至高権力保持者」には、上記の「権利」・「権力」が、「密着」し「帰属」していなくてはならない、としている。

f) してみれば、「処罰」・「刑」の「執行」に「抵抗」し、これらから「わが身を防衛する権利」とは、ほかでもなく、「至高権力保持者」に「密着」・「帰属」している・上記の「権利」・「権力」に「抵抗」し、これらから「わが身を防衛する権利」であることになる。

g) そこで、吟味さるべきは、「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」のために「各人」が〈相互に交す〉「契約」によって、かかる「抵抗」・「防衛」の「権利」が「至高権力保持者」たるべき・〈高次元〉の〈第三者〉に「移譲」

されることが「できない」か、いなか、である。

h) Lev・E, Lev・L は、『第二部』・「第十八章」(Lev・E, Lev・L は、『第二部』・「第十八章」(Lev・E 「設立による至高権力保持者の有する諸権利について」。 Lev・L 「設立による国家にあって至高権力保持者の有する権利について」) で、(Lev・E は「十二」の、Lev・L は「十三」の)「至高権力保持者」が有する「権力」を列挙する時、

Lev・E は、「第七に」と「第八に」として、第十、第十一パラグラフで、また、Lev・L は、「第八に」と「第九に」として、第十、第十一パラグラフで、つぎのように述べている。

Lev・E 第十パラグラフ。「第七に、至高権力者たる地位に密着しているのは、それによって各人が、自分には、同僚服従者のなんびとからの重圧をも蒙らずに、どのような利益を享受することが許されており、どのような行為をすることが許されているかを、承知することができる規準 (the Rules) を制定する (prescribing) 全権力 (the whole power) である。そして、上述の・自分に許されている利益と行為とが、いわゆる排他自己帰属権 (*Propriety*) である。…至高権力の設立以前には、…万人が万事にたいして権利を有していたのであって、このことが、戦争を惹き起こすのである。それゆえ、この排他自己帰属権は、平和にとって不可欠であり、至高権力に依拠するものであるから、すべての服従者に共同な平和 (the publique peace) のためにする・この権力の所管事項 (the Act) である。排他自己帰属権 (ないしは、私ノモノ (*Méum* [メウム]) と君ノモノ (*Téum* [テウム])) についての、また、服従者の行為にあっての・善イ (*Good*)、悪イ (*Evill*)、合法デアル (*Lawfull*)、および、違法デアル (*Unlawfull*)、についての・この規準が、国家法 (the Civill Lawes)、すなわち、個々のカマン-ウェルスそれぞれの法、である。もっとも、Civill Law という呼称は、今日では、古代の・ローマ市の市民法に、限定されている。なぜなら、ローマ市は、世界の大部分の頂点であって、ローマ市の法は、当時、わが国を含む地域にあって、市民法で

あったからである」³¹⁾。

「第八に、至高権力者たる地位に密着しているのは、裁判 (Judicature) の権利であり、換言すれば、国家法ないし自然に基づく法にかかわって、あるいは、行為の事実 (Fact) にかかわって、生ずることがある・あらゆる紛争 (all Controversies) を審理 (hearing) し、かつ有罰か無罪かの判決を下す (deciding) 権利である。なぜなら、紛争に、有罪か無罪かの判決を下すことがなくては、ひとりの服従者を、他の服従者による侵害 (the injuries) から、庇護することは、存在しないからであり、私ノモノと君ノモノとにかかわる法は、空しいものになるからであって、すなわち、各人には、…自分の・個人の力によって自分自身を庇護する権利が、存続し、これは、戦争の身の上であり、各カマン-ウェルスが設立される目的に背く (contrary to the end) ものであるからである」³²⁾。

Lev・L 「第八に、上記と同一の至高権力を形づくる権利は、それによって各人が、自分固有のものは、なにであり、同僚市民からの重圧を蒙らずに自分が享受できるものはなにであるかを、承知しうる規準、また、自分は、いかなる事柄を、正当に (lícitē [リキテー]), 行うことができるのか、いかなる事柄は、正当には、行うことができないかを、承知しうる規準 (régulae [レーグウラエ]) を、制定すること (præscribere [プラエスクリーベレ]) であり、すなわち、事柄の排他自己帰属権 (prōpriētās [プロープリエータス]) にかかわる規準を、制定することである。なぜなら、至高権力が設立される以前には、万事にたいする権利が万人にあったのであって、これが、戦争の原因であったからである。だからこそ、私ノモノと君ノモノとの境界が区切られ (dēfīnitur [デーフィーニトゥル]), また、[市民の] 行為にあつての・善イコト、悪イコト、許サレテイルコト (lícitum [リキトゥム]), 許サ

31) Lev・E, p. 234.

32) Lev・E, loc. cit.

レテハイナイコト (*illicitum* [イルリキトゥム]), の境界が区切られる規準は、市民の平和を左右するものなのであり、したがって、至高権力保持者によって制定されなくてはならないのである。ところで、こうした規準が、国家法 (*légēs civilēs* [レーゲース・キーウィーレース]), と呼ばれ、ないしは、こうした規準がその市民のために制定される・当の国家の法、と呼ばれるのである。もっとも、上記の・*lēs civilis* ([レークス・キーウィーリス]) なる呼称は、今日では、古代の・ローマ法を表示するものと限定されている。それは、ローマの統治権が広大な範囲に及んでいたため、わが国を含む地域もまた、かつては、ローマ市の一部であったからである³³⁾。

「第九に、裁判ヲ行ウ権利 (*jūs iudicandi* [ユース・ユウディカンディー]) もまた、至高権力に帰属する。すなわち、それは、権利 (*jūs*) ならびに行為の事実 (*factum* [ファクトゥム]) の・あらゆる争点 (*causae* [カウサエ]) を審理する (*cognoscere* [コグノスケレ]) 権利であり、かつ、あらゆる紛争に有罪か無罪かの判決を下す (*decidendi* [デーキデンディー]) 権利である。なぜなら、至高権力にこの権利が帰属していなければ、市民にとっては、相互に加え合う侵害 (*injuria mutua* [インユウーリア・ムウートウア]) からの庇護は、存在しえないのであり、私ノモノと君ノモノとについての法も、空しくなることになって、人間は、万人が万人に敵対する戦争の身の上に留まることになるからである³⁴⁾。

i) では、〈なにゆえに〉、上記の・「国家法」の「制定」・〈立法〉の「権利」・「権力」と、「審理」を行い「有罪か無罪かの判決」を下す「裁判」・〈司法〉の「権利」・「権力」とが、「至高権力」に「密着」し「帰属」しているのであるか³⁵⁾。

ア) 「カマン-ウェルス」・「国家」と、そして同時に「至高権力保持者」と

33) Lev · L, pp. 136–137.

34) Lev · L, p. 137.

35) 以下・ア)–オ) の論述については、cf. 本稿・第 I 部・第 IX 章 (IX. [G., H.]). H,

が「設立」されるのは、「多数者」をなす「各人」が、〈相互に交す〉「契約」を通じ、——各自が有している「万事にたいする権利」・「自然に基づく権利」・〈自然権〉を〈第三者〉に「移譲」すること、とりもなおさず、その〈自然権〉の〈行使〉の「全面的代行権」を、（「至高権力保持者」となるに至る）〈第三者〉に「委譲」・〈付与〉すること——によるのであった。

イ) しかるに、この「全面的代行権」の「委譲」・〈付与〉とは、「多数者」をなす「各人」が、各自の〈自然権〉を〈行使〉するための「自分たちの有する・あらゆる能力と強力と」を、「単一」の〈第三者〉に「委譲」することに外ならない。

ウ) ところで、その「委譲」の〈目的〉は、「多数者」をなす「各人」が抱く・自分たちの「共同の平和と安全とにかかわる事柄について」の「意志」を、「単一の意志」たらしめ、その「事柄について」の「判断」を「単一の判断」ならしめるところに、あるのであった。

エ) しかし、この〈目的〉は、——上記の「事柄について」、「多数者」をなす「各人」が、自らの「意志」を、「単一」の〈第三者〉の「意志」に「服従させ」(submit)、自らの「判断」を、「単一」の〈第三者〉の「判断」に「服従させる」こと——による以外には、成就しえないのは、明らかである。

オ) してみると、i) 前記・イ) の——「多数者」をなす「各人」が、各自の〈自然権〉を〈行使〉するための「自らの有する・あらゆる能力と強力と」を、「単一」の〈第三者〉に「委譲」すること——

ii) さらに溯れば、前記・ア) の——「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」せしめる（「多数者」をなす「各人」による）〈自然権〉の〈行使〉の・「全面的代行権」を「単一」の〈第三者〉に「委譲」・〈付与〉すること——は、

iii) 「多数者」をなす「各人」が、自らの「共同の平和と安全とにかかわ

る事柄について」の「意志」と「判断」とを、「単一」の〈第三者〉の「意志」と「判断」とに「服従させる」ことに外ならないのである。

カ) ところで、かかる・「共同の平和と安全とにかかわる」「事柄」の〈第一に位するもの〉が、前見の「規準」・「国家法」の「制定」であり、「審理」を行い、「有罪か無罪かの判決」を下す「裁判」であることは、自明である。

キ) それゆえ、「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」との「設立」を「意志」する人間は、この「規準」・「国家法」の「制定」、および「審理」、「有罪か無罪かの判決」・「裁判」として現われる・「至高権力保持者」の「意志」と「判断」とに、自らの「意志」と「判断」とを、「服従させる」のでなくてはならない。

ク) この・「服従させる」ことが、「至高権力保持者」にあって、・「規準」・「国家法」を「制定」する「権利」・「権力」であり、「審理」を行い「有罪か無罪かの判決」を下す「裁判」の「権利」・「権力」なのである。

ケ) 以上の〈根拠〉によって、これらの「権利」・「権力」は、「至高権力」に「密着」し「帰属」しているのである。

ジ) ア) もとより、「裁判」の「権利」・「権力」は、「有罪」の「判決」の「権利」・「権力」は、「有罪」の「判決」を下された者にたいする・「処罰」の「権利」・「権力」と、〈不可分離〉である。

イ) したがって、「至高権力保持者」(ないしは、その下級公吏) による「裁判」において「有罪」と「判決」された者は、「拘禁」、「投獄」、その他、「死刑」を含む〈処罰〉・「刑」の「執行」の「権利」・「権力」に、〈服従する〉のでなければならない。

ウ) i) 〈処罰〉、「刑」の「執行」は、もとより、「実力」の〈行使〉である。

ii) それゆえ、「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」する「契約」を交した限りの「各人」は、

iii) 以上に見たように、「至高権力保持者」の・前掲の「権利」・「権力」に

〈服従する〉者であるがゆえに、

iv) この「権利」・「権力」に「抵抗」し、これから「わが身を防衛」する「権利」を、

v) したがって、また、「自分の生命を奪い」、自らに「傷害、拘禁、投獄」の措置を加える「実力」の〈行使〉に「抵抗する権利」を、

vi) すなわち、(「抵抗」する)「実力」の〈行使〉にたいする「権利」を、

vii) 「万事にたいする権利」・「自然に基づく権利」・〈自然権〉の要素として、

viii) 「至高権力保持者」に「移譲」してしまった者である、と理解されなければならない。

k) それゆえ、Lev・E, Lev・Lが「第十四章」で含意しているように、

ア) i) 「各人」は、「至高権力保持者」の・上記の「権利」・「権力」に、「抵抗」し、それから「わが身を防衛する」「権利」を、

ii) すなわち、「至高権力保持者」による「処罰」に、「抵抗」し、これから「わが身を防衛する」「権利」を、

イ) 「契約」によって、「至高権力保持者」に「移譲」することは「できない」、とすることは、

ウ) それにたいして「各人」が「抵抗」し、「わが身を防衛する」「権利」を有する・当の「至高権力保持者」は、かかる「権利」を包括する・「各人」の「万事にたいする権利」の・「契約」による「移譲」をもってのみ、「設立」されるものである以上、

エ) 「各人」は、——「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」とを〈「設立」し〉、かつ、〈同時に〉、〈「設立」しない〉、という《矛盾》を犯すものである、——と語っている以外のものではない。

1) こうして、Lev・E, Lev・L・「第二十一章」の論述の〈基礎〉とされている・「第十四章」の前掲立論は、前出・8), b), c)に加え、上記の理由でもまた、既にそれ自体で、《成立しえない》ものである。

m) マイア-タシが、自らの言う・ホブズによる・〈抵抗権〉の〈容認〉論の〈基礎〉たる・Lev・E, Lev・Lの上掲・「第十四章」における立論について、《なに一つ関説していない》ことは、この立論の〈不成立〉を《看取しえなかった》証左であり、それが、マイア-タシの所論自体の〈不成立〉に導くのである。

11) Lev・E, Lev・Lが最後に「第三に、として示している立論、すなわち、——あの・「抵抗」し「わが身を防衛する」「権利」を、「契約」によって「移譲」することが、「できない」ことの〈根拠〉は、「権利」の「移譲」の「動因」ないし「目的」は、「総じて人の」つまり「各人」の〈生命の安全の確保〉・「生命の保存」と、「生命維持の手段」の「確保」・「保存」とにあるからである、——とする立論について言えば。

a) ア) かかる「動因」により、かつ、この「目的」を成就するために、「移譲」される「権利」とは、もはや明らかに、「各人」の間で「移譲」される・〈不特定〉の「権利」ではなく、

イ) 「各人が各人に敵対する戦争」の〈原因〉たる・「各人」が有する「万事にたいする権利」・「自然に基づく権利」・〈自然権〉という・〈特定〉のものである。

b) そして、この・〈特定〉の「権利」が、「各人」が〈相互に交す〉「契約」により、〈第三者〉に「移譲」されて、「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」とが「設立」される場所にのみ、あの「動因」が働き、「目的」が成就されるのである。

c) ところが、本稿・本・II——D, 前出・8) a), のように、「実力」の〈行使〉にたいし、「実力」の〈行使〉をもって、「抵抗」し「わが身を防衛」する「権利」は、上記の・〈特定〉の「権利」たる・「各人」が有する「万事にたいする権利」である。

d) i) してみれば、その・「抵抗」し「防衛」する「権利」は、これを「移譲」することが「できない」とする立論は、

ii) 上記・b) のように、その立論の〈根拠〉たる・「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」せしめるために「移譲」されなければならない「権利」を指して、

iii) その「権利」は、「移譲」されることが「できない」——とする《矛盾》を犯しているものである。

e) それゆえ、「第十四章」の・この部分の立論もまた、《成立しえない》のである。

f) しかるに、マイア-タシは、上掲・立論が犯している・この《矛盾》をも、《看破しえない》のである。

12) a) 以上のようにして、「第十四章」にあって、——「実力」の〈行使〉にたいして、「実力」の〈行使〉をもって、「抵抗」し「わが身を防衛する」「権利」は、「移譲」されることが「できない」——とする諸立論は、そのすべてが、《成立しえぬ》ものである。

b) そして、マイア-タシは、その《成立しえぬ》ことを、《捕捉することができない》のである。

13) a) マイア-タシほか論者は、まずもって、この「第十四章」における立論が、《成立しえない》ものであることを、〈論証すべき〉であった。

b) それを〈論証しえぬ〉・〈論理上の思考能力の脆弱・薄弱〉から、ホブズにおける〈「抵抗権」容認〉なる〈妄想〉が生じたのである。

14) 加えれば、Lev・E, Lev・Lは、第八パラグラフの最後で、上記の〈留保〉に、下記のように付言している。

Lev・E 「そして、それゆえ、総じて人が、語、ないしは、そのほかの表示媒体が意図しているはずの目的〔自分の生命の保持と、生命維持の手段の保存と〕を、それらの表示媒体によって、却って、棄て去っている、と思われる場合には、当人がそうするつもりであったのである (meant)、とか、ないしは、そうするのが自分の意志 (his will) であったのである、と理解されてはならないのであって、当人は、そうした語と行為とが、どのように解釈

されるか、について無知 (ignorant) であったのである、と理解されなくてはならないのである」³⁶⁾。

Lev·L 「それゆえ、総じて人が、そのために、語、ないしは、ほかの表示媒体を用いるはずである、と理解される目的を、それらの表示媒体によって、却って、棄て去っている、と思われる場合には、当人が、意志に基づいて (voluntariē [ヴォルウンターリエー]), そのことを行ったのである、と見做されてはならないのであって、当人は、それらの語と表示媒体との意味 (vis [ウィース]) を理解していないために、無知 (ignorantia [イグノーランツィア]) によって、そのことを行ったのである、と見做されなくてはならないのである」³⁷⁾。

a) ならば、「総じて人が」、つまり「各人」が、自分の「生命の保存」と「生命維持の手段の保存」とを「目的」に、「カマン-ウェルス」を「設立」するため、「万事にたいする権利」・〈自然権〉を〈第三者〉にたいし、「各人」相互の「契約」の「語」を用いて、「移譲」することは、「無知」なるがゆえの所為であるのであるか。

b) いな、その所為は、「理性が発する指示、ないしは、理性が発する・なんびともあてはまる指図」の一つたる「自然が定めている・第二の法」によるものであったことは、既に余りにも明々白々である。

c) したがって、第八パラグラフ・末尾の立論もまた、ホブズの〈基幹理論〉に、〈全く相反する〉ものとして、《成立しえない》のである。

15) ところで、本・II—D, 前見・8) 中の立論の一つが、同じ「第十四章」で、上掲・第八パラグラフのはるかにあとの第二十八パラグラフに再現するのであって、その立論の〈根拠〉は、前見と〈異なる〉ものであるが、しかし、この立論が《成立しえない》ことには、変りはない。すなわち、

36) Lev·E, p. 234.

37) Lev·L, p. 137.

Lev・E 「私の身を実力の行使 (force) から、実力の行使をもって防衛することを、しない、という契約は、常に無効である。なぜなら、(私が、以前に [第八パラグラフ] 示したとおり)、なんぴとも、死、傷害、および投獄から、わが身を保全する権利を、移譲し、ないしは、手放すことは、できないからである。(これらを回避することこそ、なにらかの権利を手放すことの目的であって、それゆえ、暴力に抵抗しない、という約束は、いかなる契約にあっても、なにらの権利をも移譲するものでなく、また、拘束力も持たない []」³⁸⁾。

Lev・L 「総じて人が、自分は、実力の行使にたいしてわが身を防衛するつもりは、ない、という協約を行うとすれば、この協約は、無効である。なぜなら、以前に示されたように、わが身を狙う死、傷害、投獄は、それらを逃れるためにこそ、万事にたいする・自然に基づく権利が手放された (dēpōsitum [デーポスイトゥム]) 事柄であって、それゆえ、これらからわが身を防衛する権利を、なんぴとも、手放す (dēpōnere [デーポーネレ]) ことは、できないからである」³⁹⁾。

a) ア) ここでは、まず、i) わが身を「実力の行使から、実力の行使をもって防衛することを、しない」という「契約」、
「自分は、実力の行使にたいし、わが身を防衛するつもりは、ない」という「契約」は、「無効」であることの〈根拠〉として、

ii) 前出・第八パラグラフに示された「権利」——「実力」の〈行使〉にたいし、「実力」の〈行使〉をもって、「抵抗」し「わが身を防衛」する「権利」——を（「放棄」・）「移譲」することは「できない」、と立論され、

iii) さらに、その立論について、第八パラグラフとは異なる〈根拠〉が、述べられているのである。

38) Lev・E, p. 199.

39) Lev・L, p. 109.

b) しかし、〈第一に〉、上記の〈内容〉を持つ「契約」について、かかる「契約」は、「無効である」、とする論述を、

ア) まず、その「契約」が、〈同次元〉にある「各人」間で「権利」が「移譲」される方式としての「契約」である場合について、考えてみよう。

イ) すると、この場合には、——「各人」が有する・わが身を「実力の行使から、実力の行使をもって防衛する」「権利」——が〈前提〉されているわけである。

i) しかるに、ここで「実力の行使」と言われるものは、双方とも、論理的には、〈あらゆる〉種類・性質の「実力の行使」であるのでなければならない。

ii) してみると、わが身を「実力の行使から、実力の行使をもって防衛する」「権利」とは、——わが身を〈全面にわたる〉「実力の行使」から、〈全面にわたる〉「実力の行使」をもって「防衛する」「権利」——である。

また、その「権利」は、「実力」を〈行使〉するさいの〈あらゆる手段〉の〈行使〉にたいする「権利」でもなくてはならない。

iii) してみると、それは、一言をもってすれば、「各人」が有している「万事にたいする・自然に基づく権利」である。

ウ) i) だがしかし、ここでは、「…防衛することを、しない」と言われている。

ii) それは、とりもなおさず、上記の「権利」を〈行使しない〉、ということである。

エ) i) ところで、「契約」とは、〈同次元〉の「各人」間にあつては、これも既に知られているとおり、〈なにかの〉「見返り」の「権利」ないしは「その他の・よいもの」、「利益」を、「念頭において」、「権利」を〈特定〉の「人間」に「移譲」する手続きである。

ii) また、「契約」によって、「相手方当事者」は、〈行使される〉「権利」を「移譲」され・「受領」するのである。

オ) とすれば、わが身を「実力の行使から、実力の行使をもって防衛」する「権利」を〈行使しない〉という「契約」、換言すれば、「万事にたいする・自然に基づく権利」を〈行使しない〉という「契約」は、上述・ウ), i), ii) の「契約」の〈要件〉を充たすことは、できない。

カ) i) それゆえ、かかる「契約」は、そもそも「契約」として〈成立することができない〉のであり、

ii) したがって、「契約」として「無効である」、という立論は、《成立しえない》。

ク) ア) そこで、——わが身を「実力の行使から、実力の行使をもって防衛することを、しない、という契約は、常に無効である」、すなわち、「万事にたいする・自然に基づく権利」を〈行使しない〉、という「契約は、常に無効である」——という論述は、《意味》を有しない。

イ) 上の論述は、——わが身を「実力の行使から、実力の行使をもって防衛」する「権利」は、〈必ず〉〈行使されなければならない〉、ないしは、「万事にたいする・自然に基づく権利」は、〈常に〉〈行使されるべきである〉——と《訂正》されなくてはならない。

ク) しかしながら、このように《訂正》された論述は、〈同次元〉にある「各人」間に、「各人が各人に敵対する戦争」が、〈継続〉することを、語るものに外ならないのである。

ケ) 〈第二に〉、ここで「契約」とされているものが、「カマン-ウェルス」・「国家」ならびに「至高権力保持者」を「設立」するために、「各人」が〈相互に交す〉「契約」であり、すなわち、〈高次元〉の〈第三者〉に「万事にたいする・自然に基づく権利」を「移譲」する「契約」として考えてみよう。すると、

ア) i) 「私の身を、実力の行使をもって、実力の行使から防衛することを、しない、という契約は、常に無効である」と言うことは、

ii) 「実力の行使」により「私の身」を「防衛する」「権利」は、「移譲」

されえぬものとして、上記・e)の「契約」から、〈除外〉される、とする・〈留保〉の立論となる。

イ)しかるに、上記・ア), ii)の「権利」は、既に見たとおり、「万事にたいする・自然に基づく権利」の要素である。

ウ)してみれば、この立論は、——「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」との「設立」は、《不可能》であることを——意味するものであることによって、《成立しえない》のであり、

エ)かつまた、もとより、本・II——D, 半出・8)および10)に述べた理由によっても、《成立しえない》のである。

f)ア)マイア-タシは、その著作の「第二部。抵抗権」・「B. 抵抗権」・「2. 自己防衛の権利」・第二パラグラフで、

i)「個々人」が「相互の約束 [契約]」によって「国家を形成する目的と意図とは、万人が万人から庇護されることであり、平和の保障である」としながら、

ii)「隣人の代りに、比類なく強大なレウィアータン [国家]が、…市民の身を脅かすとすれば」、「この市民」は、「自らが行った権利譲渡の果実を詐取された者」であって、

iii)それゆえ、こうした者には、「わが身を防御する権利、および、多大の災厄を齎す事態を、少なくとも、自らの力の及ぶ限り、わが身から払いのける権利が、存続するのでなくてはならない」と立論し、

iv)すなわち、この「自己防衛」のための「抵抗権」をホブズが容認していることを示さんがため、「そして、ホブズもまた、事実、明言している。なんぴとも、実力に反抗する権利を、契約によって譲渡することは、できない、と」として、前見の「私の身を、実力の行使によって、実力の行使から防衛することを、しない、という契約は、常に無効である」という叙述を引いている⁴⁰⁾。

40) Mayer-Tasch, op. cit. S. 86—87.

イ) マイア-タシの・この論述は、ホブズの上掲・立論が《成立しうるか、否か》を全く吟味することなく、卒然とホブズの叙述を挙げる《論理上の無批判》を露呈し、その《無批判》の背後にある《論理上の思考能力の薄弱》を、惨めに告白しているものである。

16) a) 加えて、前掲の「契約」は「無効である」ことの〈根拠〉として挙げられる・前出・第八パラグラフの立論は、

i) 本・II—D, 前出・8), および10) のとおり、《成立しえない》ものであった。

ii) 《成立しえない》とは、この立論が、他の立論の〈根拠〉たりえない、ということである。

iii) したがって、上の立論を、前掲・15) の・第二十八パラグラフの立論の〈根拠〉として、挙げることは、《二重の誤謬》を犯すものである。

17) ところで、ここでは、前出・第八パラグラフの・その立論について、第八パラグラフに示されたのとは〈異なる〉〈根拠〉が、述べられていた。

a) その〈根拠〉とは——

ア) 「万事にたいする・自然に基づく権利」を、「放棄」、「移譲」することの「目的」は、「わが身を狙う死、傷害、投獄」を「回避」する・「逃れる」ところに、ある。

イ) この「目的」からすれば、「わが身を狙う死、傷害、投獄から」、したがって、それらをわが身に齎す「実力の行使から」、「わが身」を「実力の行使をもって防衛する権利」を、「放棄」、「移譲」することは、「できない」、——というものである。

b) すなわち、この〈根拠〉は、

ア) 「万事にたいする・自然に基づく権利」を「放棄」、「移譲」することの「目的」——「わが身を狙う死、傷害、投獄」の「回避」・〈逃避〉(わが身を「実力の行使から、実力の行使をもって防衛すること」)——にとっては、

イ) 「わが身を狙う死、傷害、投獄からわが身を防衛する権利」を「手放

すこと」(わが身を「実力の行使から、実力の行使をもって防衛する」「権利」を「放棄」、「移譲」すること)は、

ウ) <矛盾> する、<背理> である —— というところにある。

c) ア) しかし、i) —— 「万事にたいする・自然に基づく権利」を「放棄」、「移譲」することの「目的」に <矛盾> するがゆえに、

ii) 「わが身を狙う死、傷害、投獄からわが身を防衛する権利」を「放棄」、「移譲」することは「できない」 —— とすることは、

iii) 上記・ii) の「権利」は、前記・i) の「権利」に外ならないのであるから、

iv) —— (わが身を「実力の行使から、実力の行使をもって防衛する」「権利」を含んで)「万事にたいする・自然に基づく権利」は、「放棄」・「移譲」から<回復されなければならぬ>、すなわち、この「権利」は、依然として<保持されつづけられなければならぬ>、すなわち、この「権利」は、「放棄」・「移譲」されては <ならない> —— ということに外ならない。

イ) してみると、第八パラグラフにおけるとは <異なる> <根拠> とともまた、第八パラグラフにおけると <ひとしく>、「自然のままの身の上」・「各人が各人に敵対する戦争」の状態の <存続> を語っているものであり、換言すれば、「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」は《不可能》であることを、言うものである。

18) ところが、<根拠> は、なお、いま一つある。すなわち、こう言われている。

Lev·E 「なぜなら、人間というものは、自然本性によって (by nature)、より小さい・わるいもの (the lesser evill)、すなわち、抵抗するさいの・死の危険 (danger of death in resisting) の方を、より大きな・わるいもの (the greater [evill])、すなわち、抵抗しない場合の・確実な・かつ目前にある死 (certain and present death in not resisting) の方よりも、選ぶ (chooseth) からである。このことが、あらゆる人によって、真実である、と認められて

いることは、罪人 (Criminals) が、自分を有罪とした法に同意しているにも拘らず、あらゆる人は、罪人を刑の執行の牢獄とに連行するさいに、武装した獄吏をつける、というところに、明らかである⁴¹⁾。

Lev・L 「なぜなら、人間というものは、自然本性に基づいて (nātūrālīter [ナートゥーラーリテル]), より小さな・わるいもの (mīnus mālum [ミヌウス・マルウム]), すなわち、抵抗から生ずる危険 (perīculum ā resistēntiā [ペリークウルウム・アー・レスィステンツィアー]) の方を、より大きな・わるいもの (mālum mājus [マルウム・マアユウス]), とりもなおさず、確実な死 (mors cērta [モルス・ケルタ]) の方よりも、選ぶ (ēlīgit [エーリギト]) からである。そして、このことを承知しているのは、有罪判決を受けた者たちを、牢獄に、ないしは、死刑場に連行するのに、武装していく獄吏のすべてである⁴²⁾。

a) なるほど、「抵抗すること」によって「死の危険」を免れる・〈万一の僥倖〉の方を、「抵抗しないこと」による・「確実な・かつ目前にある死」の〈甘受〉の方よりも、「選ぶ」のは、「人間」の「自然本性」の〈力〉のしからしめるところである。

b) しかし、この・「自然本性」の〈力〉（すなわち、「自然のままの身の上」が齎す・必然の「死」にたいする「恐怖」という「情念」、とりもなおさず、「生命の保存」・「平和」の「欲求」・「追求」という「情念」）こそ、「理性」の〈力〉と相俟って、「各人」に「生命の保存」と「平和」とを「確実」なものとする「国家」の「設立」のための「唯一の道」として、「各人」の「万事にたいする・自然に基づく権利」の〈行使〉の「全面的代行権」を、〈第三者〉に「委譲」・〈付与〉せしめるのであり、かくして、「至高権力保持者」が「設立」されるのである。

41) Lev・E, p. 199.

42) Lev・L, p. 109.

c) i) してみれば、「死の危険」を免れる〈万一の僥倖〉、逆に言えば、「生命の保存」の〈万一の僥倖〉、にたいする「欲求」・「追求」の「情念」から発する・「実力」に「抵抗すること」と、

ii) 「死の危険」を免れ・「生命の保存」の〈確実〉にたいする「欲求」・「追求」という「情念」から発する・「国家」と「至高権力保持者」との「設立」とは、

iii) 「各人」の「生命の保存」にたいする「欲求」・「追求」の「情念」を「原動力」とする「行動」として、〈同質〉であり、

iv) 〈相違〉は、「生命の保存」の〈確実性〉の点で、前者の「行動」が「より小」であり、後者の「行動」が「より大」である、というところにある。

d) とするならば、あの・「人間」の「自然本性」の〈力〉により、「各人」が、前者の「行動」の方よりも、後者の「行動」を「選ぶ」ことは、〈不可避〉である。

e) ア) それゆえ、このようにして、「人間」の「自然本性」に基づいて「選ばれる」・「国家」と「至高権力保持者」の「設立」という「行動」から〈帰結〉するのは――、

イ) 本・II——D, 前出・10), j) に述べられたように、

i) この「行動」をとる「各人」は、「至高権力保持者」の「権利」・「権力」に「抵抗」し、これから「わが身を防衛」する「権利」すなわち、(「抵抗」し「防衛」する)「実力」の〈行使〉にたいする「権利」を、

ii) 「万事にたいする・自然に基づく権利」の要素として、

iii) 「至高権力保持者」に「移譲」する、——ということである。

f) さすれば、ア) 「人間」の「自然本性」を〈根拠〉に、「なんぴとも、死、傷害、および投獄から、わが身を保全する権利を、移譲し、ないしは、手放すことは、できない…」、「わが身を狙う死、傷害、投獄から、わが身を防衛する権利を、なんぴとも、手放すことは、できない…」——とする立論は、

イ) 当の「人間」の「自然本性」ゆえに、《成立しえない》のである。

19) 最後に、上記の立論の傍証として挙げられる〈経験上の事実〉について言えば、

a) ア) 「罪人」とは、本・II—D, 前出・8), h)–j) に見たように、自らが「万事にたいする・自然に基づく権利」を「移譲」することによって「設立」された「至高権力保持者」に「密着」し「帰属」している・「裁判」の「権利」・「権力」に基づいて、「有罪」とされた者のことであり、

イ) その「罪人」が、「死刑」を含む「刑の執行」を受け、ないし「投獄」されるのも、上記の「権利」の「移譲」に基づく・「至高権力保持者」の「権力」に、よるものである。

b) ア) したがって、かかる「罪人」が、「刑」の「執行」, 「投獄」に「抵抗」することは、——「人間」の「自然本性」によるものであるとはいえ、——

イ) 「死, 傷害, 投獄から, わが身を保全する権利を, …移譲することは, できない」という立論を, なにら, 《傍証しうるものではない》のである。

(なお, DC・L も, 『第一部』・「第二章」・第十八節を, 上記・Lev・E, Lev・L・「第十四章」・第二十八パラグラフと同一の論旨の記述に, あてている)⁴³⁾。

20) さらに, Lev・E, Lev・L は, 「第十四章」・次・第二十九パラグラフで, つぎのように立論する。

Lev・E 「処罰の免除の保証がなければ (without assurance of pardon), 自分自身の有罪を認める (to accuse ones selfe) 契約もまた, 同ように, 無効である。なぜなら。自然が定めた・身の上にあっては, 各人が判定者であるから, なんぴとをも有罪とすることの余地は, 存在しない。しかるに, 国家が存在する状態では, 自分自身の有罪を認めることには, 処罰 (Punishment) が伴う。処罰は, 実力の行使 (Force) であって, 総じて人は処罰に抵抗しないようには, 拘束されてはいないからである」⁴⁴⁾。

43) DC・LW, p. 105 ; DC・LO, pp. 177–178.

44) Lev・E, p. 199.

Lev・L 「総じて人は、処罰の免除が行われることが確実ではない場合に、自分自身の有罪を認める (sēīpsūm accūsâre [セーイプスゥム・アックウーサーアレ]) 協約を交すならば、この協約は、無効である。なぜなら、自然が定めた・身の上にあっては、判定は存在しないのであるから、ひろく、なんぴとかを有罪と認めることの余地は、存しない。これにたいし、国家が存在する状態にあっては、有罪を認めることに伴うのは、処罰(supplícium [スップリキュウム]) である。処罰は、実力の行使(vīs [ウィース]) である以上、なんぴとといえども、処罰に抵抗しないようには、拘束されてはいないからである」⁴⁵⁾。

a) この立論は、Lev・E, Lev・L の同・「第十四章」・先行・第二十八パラグラフの所論(本・II——D, 前出・15) の・いわば〈系〉としての位置を与えられている。すなわち、下記の〈論理〉に立つものである。——

ア) i) 「国家」にあっては、人が、「自分自身の有罪を認める」こと・〈罪の自白〉には、必ず、「処罰」が伴う。

ii) 「処罰」は——「死刑」その他の「刑」の「執行」であれ、「傷害」(例えば、笞刑) であれ、「投獄」であれ——「至高権力保持者」が有する・「裁判」の「権力」・「実力の行使」である。

iii) そして、「総じて人は、その「実力の行使」たる「処罰」にたいして「抵抗しないようには、拘束されていない」、すなわち、「抵抗しない」ように〈強制〉する・なんらの〈力〉も存在しないのであり、すなわち、人が「処罰」に「抵抗しない」ことは、〈不可避〉である。

イ) i) しかしながら、人が、——「自分自身の有罪を認めて」、⁴⁵⁾ 「実力の行使」たる「処罰」に「抵抗しない」ことは、——先行・第二十八パラグラフに言う・わが身を「実力の行使から、実力の行使によって防衛することを、しない」ことに外ならない。

45) Lev・L, p. 109.

ii) したがって、〈無条件に〉、「自分自身の有罪を認める契約」は、—— かりに、かかる「契約」が、「契約」たりうるとすれば——、先行パラグラフに言う「契約」と「同ように」、「無効である」。

ウ) i) けれども、この場合、「自分自身の有罪を認める」にしても、「至高権力保持者」による「実力の行使」たる「処罰」が加えられることがない、という〈条件〉があるならば、—— すなわち、「処罰の免除の保証」があるならば、—— この「契約」は、先行パラグラフに言われる「契約」と「同よう」ではなく、〈異なる〉ことは、言うを俟たない。

ii) なぜなら、「処罰の免除の保証」があることは、「処罰」という「実力の行使」にたいして「抵抗しない」ことの〈不可避性〉が、消滅することであるからである。

iii) だが、上記の「保証」がないのに、「自分自身の有罪を認める契約」は、上記・イ)、ii) のとおり、「無効である」。

エ) 上記の〈根拠〉によって、「処罰の免除の保証がなければ、自分自身の有罪を認める契約もまた、同ように、無効である」のである。—— こういう〈論理〉である。

b) ア) i) けれども、上記の立論がその〈系〉とされている・第二十八パラグラフの所論は、本・II——D, 前述・15), c), d) のように、「各人」間に「各人が各人に敵対する戦争」が〈継続〉することを、意味するものであるか、

ii) ないしは、前述・15), e) のとおり、「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」との「設立」は、《不可能》であることを、語るものであるか、であった。

イ) すなわち、その所論には、「カマン-ウェルス」・「国家」の存在がかかわってくる余地は、ないのである。

ウ) これにひきかえ、「自分自身の有罪を認める」ことについての所論は、「処罰」を通じて、「国家」の存在とのかかわりを持つものである。

c) したがって、前者の所論の〈系〉として、後者を立論することは、《許されない》。

d) それにまた、先行・第二十八パラグラフの所論に現われる「契約」が、「契約」たりえないのとひとしく、後者の立論に含まれる「契約」もまた、「契約」であることは、できない。

なぜなら、「処罰の免除の保証」がないのに、「自分自身の有罪を認める」
「契約」が、いったい、いかなる「権利」を「移譲」する、と言うのであるか。

また、いかなる・「見返りの権利」(ないし、「よいもの」・「利益」)を、取得せしめうる、と言うのであるか。

21) 実は、この立論は、——「処罰の免除の保証」の〈有無〉には〈無関係〉に、「服従者」・「市民」は、「自分自身の有罪を認めることは、できない」——となるべきものなのである。

a) その〈根拠〉たる〈論理〉は、以下のところにある。——

ア) i) 「万事にたいする・自然に基づく権利」の〈行使〉は、〈必然〉に、「自然が定めた・身の上」たる「各人が各人に敵対する戦争」に外ならず、この「戦争」状態にあっては、「なにごとも、不正義ではありえない」のであったし、また、「正義と不正義との観念は、存在する余地をもたない」のであった⁴⁶⁾。

ii) なぜなら、「万事にたいする・自然に基づく権利」とは、「各人が、各事にたいし、互いの身体にたいしてさえ、権利を有する」ことであり、「万事にたいする・万人の権利が、人間の身体そのものさえ除外されずに、存在する」ことであるからである⁴⁷⁾。すなわち、

46) Lev · E, Pt. I. Chap. XII. paragr. 13. p. 188 ; Lev · L, Ps. I. Cap. XII. paragr. 12. p. 101 「加えるに、万人が万人に敵対する戦争から帰結するのは、なに事も、不正義と言われるべきではない、ということである。この身の上にあっては、正義と不正義という名辞は、場所を持たない」。

47) Lev · E, Pt. I. Chap. XIV. paragr. 4. p. 190 ; Lev · L, Ps. I. Cap. XIV. paragr. 4. p. 103.

イ) i) 「万人」が「万事にたいする権利」、ないしは、〈あらゆる事柄を行う〉「自由」を〈有している〉時、

ii) そこには、「不正義」も、したがって「正義」も、〈存在するはずはありえず〉、

iii) 「不正義」も「正義」も〈存在しない〉以上、「万人」の誰ひとりとして、「正義と不正義との観念」を〈抱くことはありえない〉。

iv) そして、その「観念」が〈存在しない〉時に、「観念」を「表示」する「正義と不正義という名辞」が〈存在しうるはずは、ない〉。

ウ) i) こうして、「不正義」も〈存在しえず〉、「不正義の観念」も〈存在しえない〉以上、「自然が定めた・身の上」にある「各人」が、「自分自身の有罪を認める」ことは、〈生じえない〉のである。

ii) なぜなら。「自分自身の有罪を認める」とは、「自分自身」が「不正義」を犯した、と、〈自ら判定する〉ことであるが、

iii) 「不正義」も〈存在しえず〉、「不正義の観念」も〈存在しえぬ〉場合に、

α) 「自分自身」が「不正義」を犯した、と

β) 〈自ら判定する〉ことは、

γ) 〈生じえない〉からである。

(それゆえ、Lev・Eが「自然が定めた・身の上にあつては、各人が判定者(Judge)である…」とするのは、《誤謬》である。Lev・Lの言うとおりに、「自然が定めた・身の上にあつては、判定というもの(jūdicia [ユウーディキア])は存在しない…」とするのが、正しい)。

b) ア) i) こうして、「自然が定めた・身の上」にある「各人」が「各事にたいする権利」・「万事にたいする権利」を〈有する〉ことから〈帰結〉するのは、——「各人」が「自分自身の有罪を認める」ことは、〈ありえない〉——ということである。

ii) ところで、〈帰結する〉・上記の事柄は、「各人」は、「自分自身の有罪

を認める」ことを〈しない〉こと自体が、「自然に基づく権利」に含まれる、ということである。

iii) そして、そのことは、逆に言えば、——「各人」は、「自分自身の有罪を認める」ことにたいしては、「自然に基づく権利」を〈有しない〉こと——である。

イ) とすれば、「国家」を「設立」するために「各人」が「万事にたいする・自然に基づく権利」を、「至高権力保持者」となる人物に「移譲」する場合にも、自らが〈有していない〉・「自然に基づく権利」たる「自分自身の有罪を認める」ことを、「移譲」することは、〈できない〉。

c) ア) それゆえ、「各人」は、「服従者・市民」として、「国家」の中でも、「自分自身の有罪を認める」ことは〈できない〉し、

イ) また、「国家」の中では、〈判定者〉は、「至高権力保持者」であるか、その任命にかかる〈司法官〉のみである。——

d) 以上が、前述・21) のように、第二十九パラグラフの立論は、——「処罰の免除の保証」の〈有無〉には〈無関係〉に、「服従者・市民」は、「自分自身の有罪を認めるとすることは、できない」——であるべきであることの〈根拠〉たる〈論理〉である。

e) 上述したところは、本稿・次・II——Eの・しかるべき箇所に記すように、現在の・いわゆる「黙秘権」を、Lev・E, Lev・Lが、いわば「抵抗権」として扱うさいの立論に、かかわりをもつことになる。

f) マイア-タシは、ホブズについて「抵抗権」を論ずる時、上記の・Lev・E, Lev・Lの立論には、《全く触れていない》。

本・II——D, 前記・9), a), イ) のとおり、ホブズが「抵抗権」を〈容認〉している、と見る・マイア-タシを初めとする論者が、「抵抗権」と解釈するものは、Lev・E, Lev・L・自身が、「第十四章」にあっての立論に基づいて、と明示している・『第二部』・「第二十一章 服従者／市民の自由について

て」中に論述されているところであるから、「第十四章」の・前掲の立論すべての《不成立》を立証する・本・II——Dの記述に加え、「第二十一章」に見られる・数々の Paralogismen (論理上の誤謬) を指摘しつつ、「第十四章」の諸立論が、「第二十一章」の論述によって《否定》されており、かつ、「第二十一章」の諸所論がそれ自体として、《成立しえない》消息を、詳細に追及し、また、マイア-タシの論議の《粗笨》を示すことによって、ホブズ自身がいわゆる「抵抗権」を〈容認〉している立論の《不成立》と、その立論に依拠する・マイア-タシの所論の《不成立》とを、併せて闡明しなければならない。

本稿・次・II——E、以下の記述は、その作業にあてられる。

脚注・15) 畏友・長崎総合科学大学教授・高橋眞司が十五年間の心血を注いだ・卓越した労作『ホブズ哲学と近代日本』(1991年、未来社、341ページ、i—xxxii)は、丸山眞男、家永三郎、その他の諸賢から絶讃された研究成果であるが、「第一編 トマス・ホッブズの哲学」を導入部とし、力点を「第二編 [明治期] 日本におけるホッブズ哲学の導入」におき、これに、「第三編 日本におけるホッブズ研究」を付している。「第三編」の「第四節 ホッブズ哲学研究動向」の中に、つぎの記述がある。「ホッブズの抵抗権については、「抵抗の基本権は確認されている」と見る水田洋と、「ホッブズ政治哲学の近代性は、かれが抵抗権を認めたか否かにあるのではもちろんない」という藤原保信・福田歓一との間には依然として距離がある。ホッブズにおける抵抗権を積極的に擁護してナチス・ドイツ時代に全体主義的に解釈されたホッブズを再評価しようとしたマイア-タッシュの邦訳(三吉敏博・初宿正典訳『ホッブズと抵抗権』木鐸社、一九七六年)の出版をきっかけに、ホッブズと抵抗権の問題は再び新しいトピックになりつつある。佐々木高雄「トマス・ホッブズと暴君放伐論」(『法律時報』五八八～五八九号、一九七七年、『抵抗権論——ホッブズの理論を中心として』学陽書房、一九七八年、所収)は、抵抗権の根拠をなかんづく「自己防衛権」におくマイア-タッシュに従っている。福田歓一「トマス・ホッブズの自由論——『抵抗権』論議との関連において」、『国家学会雑誌』九〇巻九・一〇号、一九七七年)はマイア-タッシュの論文を「論理的整合性」の観点から再吟味し、ホッブズの自由論のうちに見出される抵抗権の内容は「決して積極的なものではない。…興味はむしろ主権の絶対的無制限を強調するホッブズに、しかもなお臣民の不服従を正当化する場合がある、という逆説的事態にこそある」(傍点高橋)と結論

づけている」。(前掲書, 323-324 ページ)。

しかし、ここに挙げられた論者の解釈は、〈論理上の思考能力の脆弱〉のゆえに、ホブズの諸立論が犯している Paralogismen (論理上の誤謬) を見抜くことができず、したがって、〈成立するはずもない〉・ホブズによる〈(個人) 抵抗権〉の〈容認〉なる論をなしたマイア-タシに、引き回されているものにすぎない。

本稿・本・II—Dと、次・II—Eとは、ホブズの立論の〈不成立〉と、マイア-タシの・学的批判にたえない所論の〈雑駁〉との指摘に、あてられる。

なお、マイア-タシの著作は、Mayer-Tasch, Peter Cornelius: „Thomas Hobbes und das Widerstandsrecht.“ 1965, Tübingen. J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) 1-7; 8-131 S. [Teil I Die Grundlagen S. 8-62. Teil II Das Widerstandsrecht S. 63-125.] である。

II—E (1) - 5))

1) Lev・E は、『第二部』・「第二十一章。服従者ノ自由ニツイテ」で、Lev・L も、『第二部』・「第二十一章。市民の自由について」にあって、それぞれ、第四パラグラフで、「自由ト必然トは、両立しうる」という書き出しで、まず、つぎのように言う。

a) 「人間が意志に基づいて行う行為」は、「意志に発するゆえに」、「自由 (*liberty* / (*libertās* [リーベルタース])) カラ発する」。

b) ところが、「人間の意志の・一つ一つの働き、一つ一つの欲望、一つ一つの好みは、なにらかの原因 (*cause* / *cāusae* [カウサエ]) から、発する」。

c) だが、「その原因」は、「さらにまた別の原因から、発する」。 d) こうして、「これらの原因」は、「中断なき連鎖」 (*a continuall chaine* / *connéxió* [コンネクスイオ]) をなす。

e) 諸「原因」の・その「中断なき連鎖」の「最初の環」すなわち「諸原因の第一原因」は、「神の意志」である。 f) この「神の意志」は、「神」にあっては「自由」であるが、「神」は、「万物を見、万物を整序している」・「全知」・「全能」の存在であるゆえに、「神の意志」は、「人間」にとっては「必然」である。 g) すなわち、「神の意志」は、「人間

の意志」に「必然を課し」、そして、「その帰結として」、「人間の意志に依拠する・あらゆる行為にも」「必然を課している」のである。 h) ということは、前述の・「諸原因」の「中断なき連鎖」は、「必然 (*necessity/necēssitās* [ネケッススイタース]) カラ、発している」ことであり、したがって、「人間が意志に基づいて行う行為」も、「必然カラ、発している」ということである。 i) これは、「行為」が「発する」・「人間の自由」が、「必然カラ、発している」ことにほかならない。 j) ゆえに、「自由と必然とは、両立しうる」のである。——(第四パラグラフ)¹⁾。

2) a) つづいて。——しかしながら、「服従者ノ自由」という場合の「自由」は、上述とは異なって、「神」との連関で扱われるべき事柄ではない。 b) 「人間」は、「平和の獲得と、平和による・自分自身の保存とを目的に」、「カマン-ウェルス」・「国家」なる「人工の人間」を造っている。 c) それとひとしく、「人間」は、「国家法 (*Civill Laws./légēs cīvīlēs* [レーゲース・キーウィーレース]) なる「人工の絆」を、「一端にあっては」、「自分たちが至高権力を与えている人物ないし集合体の唇に、固く結びつけ」、「他の一端にあっては」、「自分たちの耳に固く結びつけている」。——(第五パラグラフ)²⁾。

3) 「服従者の自由」とは、「上記の絆との関係において」語られるものである。(Lev・L 「市民の自由」に「対置」されるのは、「この・人工の絆」すなわち「国家法」である)。——(第六パラグラフ)³⁾。——

4) というのは。 a) ——本稿・前出・II——D, 10), h) に見たとおり、「国家法」とは、「私ノモノと君ノモノとについての、また、服従者の行

1) Lev・E, p. 263 ; Lev・L, pp. 160–161. 言うまでもなく、ここに示される〈論理〉は、Lev・E, Lev・Lの各「第十三章」・第六パラグラフに語られている・〈唯一神の实在証明〉の〈論理〉と、〈同一〉である。cf. 本稿・第II部。第I章。v)。「札幌大学教養部紀要」。第29号。1986年9月。35–36ページ。

2) Lev・E, pp. 263–264 ; Lev・L, p. 161.

3) Lev・E, loc. cit. ; Lev・L, loc. cit.

為にあつての・善イ、悪イ、合法デアル、および違法デアル、について」の「規準」、(Lev・L 「私ノモノと君ノモノとの境界が区切られ、また、行為にあつての・善イコト、悪イコト、許サレテイルコト、許サレテハイナイコト、の境界が区切られる」「規準)として、「至高権力保持者」がそれを「制定」する「権利」・「権力」を有するものであるが、しかし、ア) Lev・E 「人間」の「あらゆる行為と語と」を「規制」するに「充分な規準 [国家法] が制定されている」カマン-ウェルス・国家は、「地上に、存在しないのであるから」。(Lev・L 「あらゆる行為にたいして、法 (légēs) を制定することは、不可能であるから」)。イ) したがって、Lev・E 「必然に帰結するのは」——「法には言及されていない (by the laws prætermitted) ・あらゆる種類の行為の範囲内で」, 「人間」は、「自分自身にとって最大の利益を齎すものとして、自分自身の理性が教える事柄を行う」「自由を、有している、——ということである」。(Lev・L 「市民」は、「法の中でななら規定されていない (nihil définitur [ニヒル・デーフィーニトゥル]) ・そうした行為にたいして」, 「ひとり、そうした行為にたいしてのみ」, 「自由ヲ有する、と言われる」。ゆえに、「こうした行為の範囲内で」, 「各人にとっては」, 「わが身に最大に役立つと思われる事柄を行うこと」が、「自由」であるのである。)。ウ) Lev・E 「それゆえ」, 「服従者の自由とは、もっぱら、至高権力保持者が、服従者の行為を規制するに当って、言及しておかなかった (hath prætermitted) ・そうした事柄にのみ、ある。例えば、購買・販売の自由、その他、相互に約定を交す自由、自分の住居を、自分の食事を、自分の職業を、自分が適当と考えるように選択する自由、わが子を、自分が適当と考えるように教育する自由、これらに類する自由が、それである」。(Lev・L 「それゆえ、市民の自由とは、もっぱら、立法者が、市民のために法を作成するにあたり、言及しておかなかった (prætermisit [プラエテルミーイスイト]) ・そうした事柄にのみ、ある」)。——(同・第六パラグラフ)⁴⁾。——。

4) Lev・E, loc. cit. ; Lev・L, loc. cit.

b) しかしながら、上掲の論述には、論理上の《失当》と《欠落》とがある。

ア) i) まず、本稿・前出・II—D, 10), h) に見たとおり、Lev・E, Lev・Lにしたがえば、「国家法」は、「平和にとって不可欠」なものであり、「すべての服従者に共同な平和 (the publique peace)」を〈目的〉として「制定」されるものであって (Lev・E), 「市民の平和を左右するもの」である (Lev・L) 以上、

ii) 本・4), 前記・ア) のように、——「人間の・あらゆる行為と語と」を「規制」するに「十分な規準が制定されている」カマン-ウェルス・国家は、「地上に存在しない」 (Lev・E), 「あらゆる行為にたいして、法を制定することは、不可能である」——と立論することは、《失当》である。

iii) なぜなら、かく立論することは、——「国家法」の・〈完全〉な「制定」の「不可能」は、「市民の平和」を〈崩壊〉せしめるに至る〈可能性〉を有する——という〈反論〉に《抗しえない》からである。

イ) それゆえ、前見・4), ア) の叙述は、《削除》されるべきである。

c) ア) つぎに、この論述には、——「服従者・市民の自由」に属する「行為」は、「国家法」が「言及」・「規定」〈していない〉「行為」である、——と〈規定〉する時、後者の〈規定〉の・論理上の〈根拠〉が、《欠落》しているのである。

イ) i) Lev・E が「法には言及されていない・あらゆる種類の行為」と言う場合の「言及されていない」・‘prætermitted’, Lev・L が「立法者」が「市民のために法を作成するにあたり」「言及しておかなかった・そうした事柄」と言う時の「言及しておかなかった」・‘prætermîsit’ (‘prætermîtere ([プラエテルミッテレ]) の「第三人称・単数・完了形」) は、「副詞」・「前置詞」として、「(アルモノカラ分離サレテ) 外部ニ」の語意をもつ ‘præter’ と、「動詞」・‘mîtere’ (「行カシメル」, 「送ル」, 「投ゲル」, 等) との合成語であるから、上掲の文言は、〈「国家法」ノ〈外部〉ニ置ク〉ことを、表示する。

ii) また、Lev・Lの「法の中でななら規定されていない・そうした行為」とされる場合の「規定されていない」・‘dēfīnitur’は、「動詞」・‘dēfīnīre’ ([デーフィーニーレ])の「三人称・現在・受動形」であるが、この‘dēfīnīre’は、上の場合には「分離」を表わす「前置詞」・‘dē’と、「境界」,「限界」,「区域」,「目的」,等の意を持つ「名詞」・‘fīnis’ ([フィーニス])との結合に由来し、それゆえ、「区切る」,「区切るコトニヨッテ確定スル」,を原義とするものであるから、「法の中でななら規定されていない」とは、〈「国家法」ノ〈限界〉ノ〈外部〉ニ置カレテイル〉ことを、表示する。

iii) こうして、「服従者・市民の自由」に属する「行為」とは、「国家法」(と「国家」の「目的」と)の〈範囲外〉にある「行為」である。

ウ) i) だが、「国家法」の〈範囲内〉にある「行為」と、〈範囲外〉にある「行為」とを〈劃定〉する〈原理〉は、なにであるのか――。

Lev・Eも Lev・Lも、その〈原理〉を、《なに一つ示していない》のである。

ii) この《示していない》ことが、前述・e), ア)のように、上の論述に、「服従者・市民の自由」に属する「行為」は、「国家法」が「言及」・「規定」〈していない〉「行為」である、とする〈規定〉の〈根拠〉が、《欠落》していることなのである。

d) ならば、その〈根拠〉は、いずこに存するのであるか。

ア) 想起すれば、「国家法」とは、「すべての服従者に共同な平和」を〈目的〉として「制定」される・「私ノモノと君ノモノとについての、また、服従者の行為にあつての・善イ、悪イ、合法デアル、および、違法デアル、についての」「規準」であり、(Lev・E)、「市民の平和を左右する」ものとして「制定」される「規準」――「私ノモノと君ノモノとの境界が区切られ、また、[市民の]行為にあつての・善イコト、悪イコト、許サレテイルコト、許サレテハイナイコト、の境界が区切られる規準」であるのであった。(Lev・L)。

イ) 「国家法」が、「すべての服従者の平和」・「市民の平和」を〈目的〉と

して「制定」されるものである以上、

ウ) かかる「国家法」の〈範囲外〉にある「行為」とは、上記の「平和」には〈無関係〉な「行為」である。

エ) かかる・上記の「平和」に〈無関係〉な「行為」とは、(「第二部」・「第十八章」にあって、「至高権力保持者」に「密着」・「帰属」する「権利」・「権力」が挙げられるさい、その「権利」・「権力」の一つを、「いかなる意見と教説とが、平和に背くもの (averse to Peace) であるか、また、いかなる意見と教説とが、平和に資するもの (conducting to Peace) であるか、の判定者である」こととしている・その表現を借りるならば)、「平和に背く」〈のでもなく〉・「平和に資する」〈のでもない〉「行為」のことである。

オ) i) なぜなら。「国家法」は、「すべての「服従者に共同な平和」・「市民の平和」を〈目的〉に、これを「制定」する「権利」・「権力」を、「至高権力保持者」が有するところの事柄であり、それゆえに、「平和に背く」「行為」・「平和に資する」「行為」については、服従者・市民は、自らが「服従している」「至高権力」が、自らに「密着」・「帰属」する「権利」・「権力」により、——(前者の「行為」を、「悪イ」、「違法ナ」、「許サレテイナイ」と〈規定〉し、後者の「行為」を、「善イ」、「合法ナ」、「許サレテイル」と〈規定〉して)——「制定」した「国家法」に、「服従」するのでなければならず、すなわち、「自由」を有しないし、

ii) そして、こうした「行為」が、「国家法」にあって「言及」・「規定」された「行為」なのである。

iii) これにたいし、「平和に背く」〈のでもなく〉・「平和に資する」〈のでもない〉「行為」については、「服従者・市民」は、「国家法」に「服従」する〈根拠〉を持たず、すなわち、「自由」を有するのであり、

iv) なればこそ、こうした「行為」にかんしては、「国家法」は、「言及」・「規定」〈しない〉である。

e) ところで、ア) Lev・Eは、「服従者の自由」として、「例えば」と、「購

買・販売の自由」, 「互いに約定を交す自由」, 「住居」・「食事」・「職業」の〈選択〉の「自由」, 〈家庭教育〉の「自由」を, 挙げているが,

イ) しかし,

i) 「購買・販売」は, 「契約」によるものであるから, 「契約」の「違反」・「契約内容」の「不履行」, すなわち「不正義」・「侵害」が生ずる〈可能性〉を伴っている。したがって, 「購買・販売の自由」は, 「購買・販売」という「行為」について「言及」・「規定」している「国家法」に〈則つてのみ〉, 成立しうるるのであって, これの「自由」を言うことは, 《できない》。

ii) 「互いに約定を交す自由」についても, また, 同ようである。

ウ) i) これにたいし, 上記以外の「自由」——「住居」・「食事」・「職業」の〈選択〉の「自由」, 〈家庭教育〉の「自由」——は, 確かに, かかる〈選択〉という「行為」についての, また, 〈家庭教育〉という「行為」についての・「服従者」の「自由」である, と〈立論しうる〉。

ii) しかしながら, かく〈立論しうる〉のは, 〈選択〉, 〈家庭教育〉という「行為」が, 「あらゆる服従者に共同な平和」・「市民の平和」に, 〈無関係〉であり,

iii) すなわち, 「服従者・市民」の当該「行為」が, 「平和に背く」〈のでもなく〉・「平和に資する」〈のでもない〉, という〈根拠〉に基づくのである。

f) ア) 「服従者・市民の自由」を立論しうるのは, 「服従者・市民」の「行為」の中には, 上記のような・「平和」(すなわち, 「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」する「目的」)に〈無関係〉な・「目的」の〈範囲外〉にある「行為」が存在する, ということを〈根拠〉とするものである。

イ) i) それゆえ, Lev・E, Lev・Lは, 「服従者・市民の自由」とは, 「国家法」が「言及」・「規定」していない「行為」についてのみ, 成立しうる, という〈限定〉をおくに留まるべきではなかったのであり,

ii) その〈限定〉自体の〈根拠〉にまで, 立ち入るべきであったのである。

g) そして、その〈根拠〉にまで立ち入っていたのであれば、次・5) に見るとおり、「服従者・市民の自由」にかかわる・上記・h) の〈限定〉の理由を、改めて挙げることによって、前掲・「第十四章」の・あの立論——再言すれば、「自分の生命を奪うために、実力をもって襲いかかってくる者たちに抵抗する権利」、「実力」によって自らの「身体に加えられる傷害、拘禁、投獄」に「抵抗する権利」、それらから「わが身を防衛する権利」は、「移譲」されることが、「できない」とする立論——を、以下に見るように、自ら《否定》するに立ち至ることは、なかったのである。

5) a) すなわち、同じ第六パラグラフで、つづく論述は、——「服従者・市民の自由」のもとに、上記・4), b)–c) に見た「自由」以外のものが「理解」されてはならない、という〈限定〉の・三つの理由を示すが、

b) しかし、これらの論述の分析は、「第十四章」の・前掲の立論の《否定》に、導くものである。

c) さて、それらの論述は、

ア) 総じて、——「服従者・市民の自由」を上記の〈限定〉を超えて「理解」することは、「背理」を犯すものであり、

イ) したがって、「背理」を犯さぬためには、上の「自由」をあの〈限定〉の内部において「理解」しなければならぬ——とする論法に立っている。

d) それらの論述を、——第一については、Lev·Lのそれを先に記しながら——、示せば。

「ところが、市民の自由というものが、投獄 (cárcer [カルケル]) と拘禁 (catêna [カテーエナ]) とからの・身体の自由のことであると理解されたとするならば、今日 (hódiē [ホディエー]) の謀反人ども (rébellēs nōstrī [レベルレース・ノーストゥリー]) が、この自由の欠如を、不当として、非を鳴らし、この自由を激しく強要していることは、この上ない背理である」。なぜなら、「謀反人どもは、明々白々にこの自由を享受していればこそ、謀反の挙に出たのであるからである」⁵⁾。

Lev・E 「というのは」。α) もし私たちが、「本来の意味での自由」とは、「身体の面での自由」であり、換言すれば、「拘禁、投獄を蒙らない自由」である、と「解するならば」、「現在見られるように」、人々が「この自由を享受していないことを不当であるとして非を鳴らす」のは、「背理であるから」である。なぜなら、「その人々が、この自由を享受していること」は、「明白である」からである。β) さらにまた、もし私たちが、「自由」とは、「法の執行の免除」である、と「解するならば」、「現在見られるように」、「人々が、この自由を要求する」のは、「上に劣らず背理であるから」である。なぜなら、「それを要求しない・あらゆる人が、この自由のお蔭で、自分の生命の主人であることを、許されている」からである。γ) 加えて、「以上の事柄が背理である」のとひとしく、人々が、「つぎの事柄を要求している」のも、「背理である」。すなわち、「法というものは」、「一人の人間、ないしは、多数の人間」の手中にある「剣・武力がなくては」、「人々を保護する力を持たない」、ということ「知らずに」、人々が、「そうしたものとしての法」を「執行する」ように、「要求している」ことが、それである⁵⁾。——

e) ア) i) 上記の・Lev・Lの論述と、Lev・Eの・三つの論述とについて言えば、なるほど、「服従者・市民の自由」の・こうした「理解」は、「背理」である。

ii) しかし、「背理」である、という理由は、Lev・E, Lev・Lが言う意味においてとは異なり、「自由」についての・この「理解」が、すべて、「法」に〈関係する〉ものであり、窮極には、「平和」に〈かかわり〉のあるものであるからである。

イ) i) しかしながら、かかる「理解」が「背理」であるからといって、その・「背理」であることが、「服従者・市民の自由」とは、前記・4), a) 以下に見たように〈限定〉されなければならぬ、ということの〈根拠〉たりう

5) Lev・L, loc. cit.

6) Lev・E, loc. cit.

るものではない。

ii) そのことの〈根拠〉は、再言すれば、上記の「自由」が、「平和に資する」〈のでもなく〉・「平和に背く」〈のでもない〉「行為」についてのみ、成立しうる、というところにあるのである。

f) さて、上記の論述が、本稿・本・II——Eの主題にとって重要であるのは、下記の・この論述の分析によって明らかになるように、「自由」の「理解」の〈限定〉の理由とされるものが、上記・e), ア), ii), によって、「第十四章」における立論——「移譲」されるべからざる「権利」あり、と〈除外〉を設けた立論——を《否定》している、という点である。すなわち、

g) まず、Lev・Lのa) と、Lev・Eのα) との論述について分析すれば。

ア) i) この論述は、——「拘禁」、「投獄」からの「自由」を「享受している」者は、「カマン-ウェルス」・「国家」にたいする「謀反人」・〈反逆者〉・〈反乱者〉であり、

ii) 「謀反人」が、上記の「自由」を既に「享受」していながら、「市民の自由」とは、「投獄と拘禁とからの・身体の自由」である、と「理解」して、この「自由」の「欠如」を「不当」とし、「自由」を「強要」することは、

iii) それゆえ、「背理」であり、

iv) この「背理」が、「服従者・市民の自由」のもとに、上記の「自由」を「理解」してはならない理由であり、それゆえ、「自由」は、〈限定〉されて「理解」されるべきである——とするものである。

イ) だがしかし、であるとすれば、Lev・E, Lev・Lが、「第十四章」で、「生命」の〈喪失〉・「身体に加えられる傷害、拘禁、投獄」に「抵抗」する「権利」を、「移譲」することの「できない」ものとして、〈除外〉している立論は、

ii) かかる「権利」すなわち「自由」を、「服従者・市民の自由」と「理解」し「強要」する「謀反人」・〈反逆者〉・〈反乱者〉の《言辞》に外ならないことになる。

ウ) i) さらにまた、あの立論が、「謀反人」の《言辞》である、ということとは、

ii) 「謀反人」以外の「各人」にあつては、「生命」の〈喪失〉・「身体に加えられる傷害、拘禁、投獄」に「抵抗」する「権利」(すなわち、「抵抗」する「実力」にたいする「権利」)は、

iii) それにたいして「謀反」が存在する状態——すなわち、「カマン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」とが「設立」されている状態——にあつては、既に「至高権力保持者」に「移譲」されて「至高権力」を形づくっている、ということである。

エ) こうして、i) Lev·E, Lev·Lが、この「第二十一章」で、「服従者・市民の自由」の「理解」の〈限定〉の理由を挙げる・第一の論述は、

ii) 「第十四章」の・「移譲」されることの「できない」「権利」についての立論を、「謀反人」の《言辞》とし、

iii) したがって、「謀反人」以外の「各人」にあつては〈成立しえない〉ものとすることによって、

iv) この立論を《否定》することになる。

h) つぎに、Lev·Eのβ)の論述について。

ア) i) 「服従者・市民の自由」を「法の執行の免除」と「理解」し、それゆえ、かかる「自由」を「要求する人々」とは、——「それを要求しない・あらゆる人が、その自由のお蔭で、自分の生命の主人であることを許されている」という文言からすれば、——やはり、「処罰」として「死刑の執行」に値する「謀反人」、ないし、それに類する者のことであり、

ii) 「それを要求しない・あらゆる人」とは、「法の執行」の「免除」を〈不要〉とする者、「自由」を上記のように「理解」することを〈不要〉とする者、つまり、「不法」を犯さぬ者のことであつて、

iii) さらに、「それを要求しない・あらゆる人」が、「不法」を犯さぬゆえに、「自分の生命の主人であること」を「許されている」とは、「謀反人」は、

「死刑の執行」を「免除」〈されることを許されない〉ことを、言うものである。

イ) i) してみれば、「謀反人」が、「服従者・市民の自由」と「死刑の執行」の「免除」と「理解」し、それゆえ、かかる「自由」を「要求する」ことは、その「免除」・「自由」が〈許されない〉ことにたいし、「背理」をなすものである。

ii) この「背理」をなすことが、「服従者・市民の自由」は、「法の執行の免除」と「理解」されるべきではなく、前見のように〈限定〉されて「理解」されるべきである、という理由である。

ウ) i) ところが、「法」に基づく・あらゆる「刑」の「執行」を「免除」〈されることを許されない〉とは、かかる「謀反人」をも含んで、あらゆる「各人」について、

ii) 「傷害、拘禁、投獄」のみか、自らに加えられる「死」に、「抵抗」する「実力」にたいする「権利」すら、既に、「裁判」の「権利」・「権力」となって、「至高権力保持者」に「移譲」されていることを語るものに、外ならない。

エ) それゆえ、「第十四章」の・あの立論は、上記の・Lev・E, β) の論述によってもまた、《否定》されることになる。

i) 最後に、Lev・E, γ) の論述について。

ア) まず、この立論の意味は、分析すれば、つぎのところにある。

i) 「法」・「国家法」の〈目的〉は、「人々を保護する」こと・「服従者・市民」の「平和」の「確保」である。

ii) しかし、「法」は、「執行」されることによってのみ、「人々を保護する」ことが〈可能〉であり、「服従者・市民」の「平和」を「確保」することが〈可能〉である。

iii) しかるに、「法の執行」すなわち「人々を保護する」ことは、「保護する」「力」の〈行使〉に外ならない。

iv) そして、その「力」は、「一人の人間、ないしは、多数の人間」から成

る「至高権力保持者」の「手中にある」・「剣・武力」以外に存在しない。

v) それゆえ、「法の執行」とは、「至高権力保持者」の「剣・武力」の〈行使〉である。

イ) i) してみれば、この「剣・武力がなくて」も、「法の執行する」ようにと、「要求している」人々は、「至高権力保持者」の「剣・武力」の〈非存在〉を、「要求している」のである。

ii) 上記の〈非存在〉を「要求している」ことは、その「剣・武力」の〈行使〉によってのみ「執行」される「法」の〈非存在〉を、「要求している」こと以外のものではない。

iii) にも拘らず、その人々は、「法」を「執行する」ようにと、「要求している」のである。

iv) それゆえ、この人々が「要求している」ところは、「背理」をなすものである。——

ウ) 以上の分析からすれば、上記の「背理」とは、また、——「法の執行」と、「法の執行」のための・「至高権力保持者」による・「剣・武力」の〈行使〉とは、〈不可分離〉であり、〈不可分離〉な両者を〈分離〉することは、「背理」である——という意味でもある。

エ) i) そこで、このようにして、「法の執行」と上記の・「剣・武力」の〈行使〉とは、〈不可分離〉であるゆえに、

ii) 「法の執行」と「自由」とは、〈相容れない〉。

iii) それゆえ、「服従者・市民の自由」とは、「法の執行」に〈無縁〉な「行為」、とりもなおさず、「国家法」が「言及」・「規定」〈していない〉「行為」についてのみ、成立する、という〈限定〉に伴われてくるのである。

オ) ところがしかし、

i) 「法の執行」たる「処罰」は、「拘禁」、「投獄」、「傷害」を初め「死刑」をも、含むものである。

ii) そして、上述の・ア), v) のように、「至高権力保持者」が、かかる

「法の執行」・「処罰」に足りる「剣・武力」を、「裁判」の「権利」・「権力」として〈保持〉し〈行使〉することは、

iii) 「法の執行」の一切に「抵抗」する「実力」にたいする「権利」が、

iv) 「法の執行」の対象となる可能性を有する・「各人」の「服従者・市民」から、既に、「至高権力保持者」に「移譲」されて、「裁判」の「権利」・「権力」となっているのではなくては、

v) 〈不可能〉である。

カ) それゆえ、「生命」の〈喪失〉・「身体に加えられる傷害、拘禁、投獄」に「抵抗」する「権利」、これらから「わが身を防衛する権利」を「移譲」することは、「できない」、とする・前見・「第十四章」の立論は、^{みなび}三度、「第二十一章」の論述によって、《否定》されるのである。

j) マイア-タシは、自らの見解——ホブズによる〈抵抗権〉の〈容認〉論——の拠り所の一つたる「第二十一章」の論述の出発点たる「服従者・市民の自由」の〈規定〉について、《なんらの吟味をも加えていない》。

そのことは、この〈規定〉にあって既に、「第二十一章」の所論の〈基礎〉である・「第十四章」の立論が《否定》されていることを分析しうる能力が、マイア-タシに《欠如》していることを、示す以外のものではない。

(以下、次号)